

平成十九年内閣府令第五十九号	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 金融商品取引法 （昭和二十三年法律第二十五号）及び 金融商品取引法施行令 （昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令を次のように定める。
目次	
第一章 総則 （第一条～第三条）	第二章 安定操作取引 （第四条～第八条）
第三章 過当な数量の売買 （第九条）	第四章 有価証券の空売り （第九条の二～第十一条の八）
第五章 上場等株券等の発行者が行う買付け等 （第十六条～第二十三条）	第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等 （第二十四条～第四十七条）
第七章 重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開買付者等の関係者が行う売買等 （第四十八条～第六十三条）	第八章 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示 （第六十四条～第六十五条）
附則 第一章 総則	
（定義）	
第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第一条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業者、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は高速取引行為者をいう。	
第二章 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
一 優先出資証券 法第二条第一項第七号に掲げる優先出資証券をいう。	

二 投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。

三 新投資口予約権証券 法第二条第一項第一号に掲げる新投資口予約権証券をいう。

四 外国投資証券 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。

五 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。

六 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

七 外国金融商品市場 法第二条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。

八 店頭売買有価証券 法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。

九 投資一任契約 法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。

十 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

十一 企業集団 法第五条第一項第二号に規定する企業集団をいう。

十二 上場株券等 法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。

十三 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。

十四 金融商品取引業者等 法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。

十五 累積投資契約 法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。

十六 委託等 法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。

十七 会員等 法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。

十八 店頭売買有価証券市場 法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。

十九 取扱有価証券 法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。

二十 上場会社等 法第一百六十三条第一項に規定する上場会社等をいう。

二十一 上場投資法人等 法第一百六十三条第一項に規定する上場投資法人等をいう。

二十二 特定有価証券 法第一百六十三条第一項に規定する特定有価証券をいう。

二十三 関連有価証券 法第一百六十三条第一項に規定する関連有価証券をいう。

三 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 安定操作取引 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引をいう。

二 空売り 令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りをいう。

三 信用取引 金融商品取引法第一百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号。次号において「保証金府令」という。）第二条第一項に規定する信用取引をいう。

四 発行日取引 保証金府令第一条第二項に規定する発行日取引をいう。

四の二 有価証券信託受益証券 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。

四の三 受託有価証券 令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。

五 マーケットメイカー 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常に売付け及び買付けの気配を出す会員等をいう。

六 店頭マーケットメイカー 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常に売付け及び買付けの気配を出す当該認可金融商品取引業協会の会員をいう。

七 取得請求権付株券 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券をいう。

八 取得条項付株券 会社法第一条第十九号に規定する取得条項付株式に係る株券をいう。

九 売方関連有価証券 特定有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買において売主としての地位を得取得するものに限る）を表示する関連有価証券（令第二十七条の四第三号に掲げる関連有価証券に限る。）をいう。

十 売方関連株券等 特定株券等（法第一百六十七条规定する特定株券等をいう。以

下この号において同じ。)の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)を表示する令第三十三条の二第三号に掲げる関連株券等をいう。

十一 協同組織金融機関 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。

十二 純資産額 総資産の帳簿基額から負債の帳簿基額の合計額を控除して得た額(当該額が零未満である場合にあっては、零)をいう。

十三 固定資産 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。

(訳文の添付)

第二条 法(第六章に限る。次条において同じ。)、令(第六章に限る。次条において同じ。)又はこの府令の規定により財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。(外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により財務局长又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)若しくは電子決済手段(同条第五項に規定する電子決済手段をいう。)をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第二章 安定操作取引

(密接な関係にある会社)

第四条 令第二十条第三項第三号に規定する有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社は、当該発行者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)第八条第八項に規定する関係会社をいう。)とする。

2 令第二十条第三項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該発行者の子会社(財務諸

表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。)とする。
 (安定操作届出書の記載事項)

第五条 令第二十二条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該安定操作取引を行った金融商品取引業者の商号及び本店(外国法人である金融商品取引業者にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。次号、第七条第一項及び第八条第一項において同じ。)の所在地
- 二 当該安定操作取引を行った金融商品取引業者と共同して安定操作取引を行う金融商品取引業者がある場合には、その商号及び本店の所在地

三 当該安定操作取引を開始した日時

- 一 当該安定操作取引に係る有価証券が金融商品取引所に上場されている有価証券(以下この条及び次条において「上場有価証券」という。)であるかの別及びその銘柄
- 二 当該安定操作取引の成立価格

四 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

- 一 当該安定操作取引が行われた取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号
- 二 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買又は記録された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号
- 三 当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買又は記録された取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

五 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

- 一 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項
- 二 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項
- 三 当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券であるときは、次に掲げる事項

六 安定操作有価証券の裏付けの確認等の適用除外

七 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

八 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

九 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十一 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十二 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十三 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十四 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十五 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十六 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十七 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

十八 安定操作有価証券の受渡しを確実にする措置

- 九 当該安定操作取引に係る有価証券についての安定操作取引を行うことができる期間
- 十 その他参考となるべき事項

(安定操作報告書の様式)

第六条 安定操作報告書(令第二十五条に規定する安定操作報告書をいう。次条において同じ。)は、当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券である場合にあっては別紙様式第一号、店頭売買有価証券である場合にあっては別紙様式第二号により作成しなければならない。

(安定操作届出書の提出先等)

安定操作届出書(令第二十三条に規定する安定操作報告書は、当該安定操作取引を行った金融商品取引業者による)を提出する。

定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)第十一条第一項第八号イ若しくはロ又は金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)百二十三条规定する契約に基づき、有価証券の売買を行う場合には、当該契約の委任の本旨又は当該契約の金額に照らし過当と認められる数量の売買で取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを行つてはならない。

前項の規定は、市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引について準用する。

(有価証券の受渡しを確実にする措置)

第七条 安定操作届出書(令第二十三条に規定する安定操作報告書は、当該安定操作取引を行つた金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長)に提出しなければならない。

安定操作届出書の写しは、安定操作開始日(令第二十三条に規定する安定操作開始日をいう。)における最初の安定操作取引を行つた後、直ちに、安定操作有価証券(同条に規定する安定操作有価証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)を上場する各金融商品取引所(当該安定操作有価証券が店頭売買有価証券である場合は、当該安定操作報告書に記載する場合にあっては、当該安定操作有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会)に提出しなければならない。

安定操作報告書の写しは、当該安定操作報告書に記載された安定操作有価証券の売買を行つた日の翌日までに、当該安定操作報告書に記載された取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に提出しなければならぬ。

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の二 令第二十六条の二の二第一項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める措置は、空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置とする。

(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)

第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。

一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引

二 発行日取引

三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う

イ 取引イ法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券及び第九号ニに規定する交換社債券を除く。)

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの

二 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託するもの

証券のうち株券の性質を有するもの(以下この号において「外国投資証券等」と総称する。)並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。)につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取引に關し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け(当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行つうものを信託して当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券(以下この号において「預託証券」という。)に譲り受けたもの又は預託して当該預託証券を取得することを含む。)ある場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行つうものを預託して当該預託証券を取得することを含む。)を買付けの注文に基づく取引を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。)

円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行つう場合の当該売付けの注文に応じて売り付ける取引(マーケットメイカーが、売付けの気配を出す取引所金融商品市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引)

六 買い付けた有価証券(取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買付けた当該空売りに係るものをを除く。)であつてその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

七 貸し付けている有価証券(借り入れたものを除く。)の売付けであつて、その決済前に当該有価証券の返還を受けたことが明らかなる場合における当該有価証券の売付けを行う取引

八 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品

九 当該安定操作取引に係る有価証券についての安定操作取引を行うことができる期間

十 その他参考となるべき事項

(安定操作報告書の様式)

第六条 安定操作報告書(令第二十五条に規定する安定操作報告書をいう。次条において同じ。)は、当該安定操作取引に係る有価証券が上場有価証券である場合にあっては別紙様式第一号、店頭売買有価証券である場合にあっては別紙様式第二号により作成しなければならない。

(安定操作届出書の提出先等)

安定操作届出書(令第二十三条に規定する安定操作報告書は、当該安定操作取引を行つた金融商品取引業者による)を提出する。

(安定操作届出書の提出先等)

前項の規定は、市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引について準用する。

(有価証券の受渡しを確実にする措置)

第四章 有価証券の空売り

第五章 有価証券の空売り

第六章 有価証券の空売り

第七章 有価証券の空売り

第八章 有価証券の空売り

第九章 有価証券の空売り

第十章 有価証券の空売り

第十一章 有価証券の空売り

第十二章 有価証券の空売り

第十三章 有価証券の空売り

第十四章 有価証券の空売り

第十五章 有価証券の空売り

第十六章 有価証券の空売り

第十七章 有価証券の空売り

第十八章 有価証券の空売り

第十九章 有価証券の空売り

第二十章 有価証券の空売り

第二十一章 有価証券の空売り

第二十二章 有価証券の空売り

第二十三章 有価証券の空売り

第二十四章 有価証券の空売り

第二十五章 有価証券の空売り

第二十六章 有価証券の空売り

第二十七章 有価証券の空売り

第二十八章 有価証券の空売り

第二十九章 有価証券の空売り

第三十章 有価証券の空売り

第三十一章 有価証券の空売り

第三十二章 有価証券の空売り

第三十三章 有価証券の空売り

第三十四章 有価証券の空売り

第三十五章 有価証券の空売り

第三十六章 有価証券の空売り

第三十七章 有価証券の空売り

第三十八章 有価証券の空売り

第三十九章 有価証券の空売り

第四十章 有価証券の空売り

第四十一章 有価証券の空売り

第四十二章 有価証券の空売り

第四十三章 有価証券の空売り

第四十四章 有価証券の空売り

第四十五章 有価証券の空売り

第四十六章 有価証券の空売り

第四十七章 有価証券の空売り

第四十八章 有価証券の空売り

第四十九章 有価証券の空売り

第五十章 有価証券の空売り

第五十一章 有価証券の空売り

第五十二章 有価証券の空売り

第五十三章 有価証券の空売り

第五十四章 有価証券の空売り

第五十五章 有価証券の空売り

第五十六章 有価証券の空売り

第五十七章 有価証券の空売り

第五十八章 有価証券の空売り

第五十九章 有価証券の空売り

第六十章 有価証券の空売り

第六十一章 有価証券の空売り

第六十二章 有価証券の空売り

第六十三章 有価証券の空売り

第六十四章 有価証券の空売り

第六十五章 有価証券の空売り

第六十六章 有価証券の空売り

第六十七章 有価証券の空売り

第六十八章 有価証券の空売り

第六十九章 有価証券の空売り

第七十章 有価証券の空売り

第七十一章 有価証券の空売り

第七十二章 有価証券の空売り

第七十三章 有価証券の空売り

第七十四章 有価証券の空売り

第七十五章 有価証券の空売り

第七十六章 有価証券の空売り

第七十七章 有価証券の空売り

第七十八章 有価証券の空売り

第七十九章 有価証券の空売り

第八十章 有価証券の空売り

第八十一章 有価証券の空売り

第八十二章 有価証券の空売り

第八十三章 有価証券の空売り

第八十四章 有価証券の空売り

第八十五章 有価証券の空売り

第八十六章 有価証券の空売り

第八十七章 有価証券の空売り

第八十八章 有価証券の空売り

第八十九章 有価証券の空売り

第九十章 有価証券の空売り

第九十一章 有価証券の空売り

第九十二章 有価証券の空売り

指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するよう選定したものに限る。)の売付けを行う取引

の元代行を兼ね取引
買方有価証券指標先

二十三 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引等の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引等と同一の買方有価証券指標先物取引等に係る前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指數等の変動に近似するようを選定したものに限る。）の売付けを行う取引（これに準ずる取引で有価証券指數に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（以下この条において「有価証券オプション取引」という。）に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格をいふ。）及び对価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、有価証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘

□ 指標先物取引等に係る有価証券指標等の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行う取引

買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引等(有価証券先物取引の売付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの)をいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法(有価証券先物取引においては買戻しに限る。)により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引又は当該売方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指標等の変動に近似するよう選定したものに限る。)の売付けを行う取引

二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標（第十二号中に掲げる有価証券にあつては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額。以下この条において「指標等」という。）の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動等有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指標等の変動に近似するようを選定した有価証券をいいう。以下の号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合には、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十五 有価証券オプション取引により有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付けける権利を付与している場合において、当該有価証券の数量（有価証券オプション取引により当該有価証券を売り付ける権利を取得し、又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利行使し、又は行使されることとなる）の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄に係る前号に掲げる取引の数量を控除した数量に限る。の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十六 投資信託受益証券等（第十二号チに掲げる有価証券を除く。以下この号において同じ。）の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等との約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動等有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る
価格の変動により発生し得る危険を減少させ
るため、その買付価額の範囲内で指標運動等
有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げ
る取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値
の水準又は指標等の水準と投資信託受益証券
等の約定価額の水準の関係を利用して行う次
に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指
標先物取引のうち現実数値が約定数値を上
回った場合に金銭を受領する立場の当事者
となるものであつて、当該投資信託受益証
券等に係る指標（第十二号中に掲げる有価
証券にあつては、その投資信託財産につい
て行われている有価証券指標先物取引に係
る指標。ロにおいて同じ。）によるものを指
す。以下この条において同じ。）又は指
標運動等有価証券の買付け（当該指標運動
等有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券
である場合は、当該銘柄の異なる複数の有
価証券の買付けに限る。）を新規に行うと
ともに、その取引契約残高又は買付価額の
合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等
の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引の取引契約残
高と対当する売方有価証券指標先物取引
(有価証券指標先物取引のうち現実数値が
約定数値を上回った場合に金銭を支払う立
場の当事者となるものであつて、当該投資
信託受益証券等に係る指標によるものをい
う。次号において同じ。)の取引契約残高
の全部又は一部を金融商品取引所の定める
方法により決済するとともに、当該決済す
る金額の範囲内で当該投資信託受益証券等
の売付けを行う取引

第十一條 令第二十六条の三第六項において準用する同
閣府令で定める取引は、第九条の三第一項第一
号から第十七号までに掲げる取引とする。

2 令第二十六条の三第六項において準用する同
条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、
第九条の三第二項第一号から第五号までに掲げ
る取引とする。

(空売りを行う場合の価格等)

第十二条 令第二十六条の四第一項に規定する内
閣府令で定める売買価格の決定方法は、マーケ
ットマイカーブが恒常に売付け及び買付けの気配
を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配
に基づき売買を行う義務を負う方法とする。

2 令第二十六条の四第一項本文に規定する内閣
府令で定める価格は、空売りに係る有価証券を
つき当該空売りが行われる取引所金融商品市場
を開設する金融商品取引所が当該空売り前の直
近に公表した当該取引所金融商品市場における

十 私設取引システムにおける有価証券の価格を他の法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システム又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

第十一条 令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。

一 定義府令第十七条各号に掲げる方法
二 契約方法又は前号に掲げる方法に類似する方法
（空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用

号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券（以下「該投資信託受益証券等の売付けを行う取引」）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行なう取引私設取引システムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空

するものとしてその業務規程において定める価格（当該価格がないときは、次に掲げる価格のいずれか）とする。

一 法第百三十条に規定する最終の価格

二 最終の気配相場の価格

6 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

7 令第二十六条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の取引所金融商品市場は、毎月末日から起算して過去六月間の有価証券の売買高（金融商品取引所の業務規程に定める売買会によらない売買に係るものを除く。）が最も多い取引所金融商品市場（当該取引所金融商品市場がないときは、過去六月間の当該有価証券以外の有価証券の売買高の合計が最も多い取引所金融商品市場）とする。

第十三条 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、店頭マーケットメイカーガが恒常に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法とする。

4 4 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める時間帯は、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会の開始の時刻から終了の時刻まで(当該売買立会に午前立会、午後立会その他の区分があるときは、これらを連続しているものとみなしたもの)とする。

5 5 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出される価格は、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が次に掲げる価格(これらの価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該価格から配当又は権利の価格を控除した価格)によるものと同一とする。

マーケットメイカーが出した最も高い買付けの
気配の価格（次項において「直近公表最良買い
気配価格」という。）とする。

続しているものとみなしたもの」とする。

令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出される価格は、店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が次に掲げる価格（これらの価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該価格から配当又は権利の価格を控除した価格。以下この項目において同じ。）を基礎として算出するものとしてその規則において定める価格（当該価格がないときは、次に掲げる価格のいずれか）とする。

一 法第六十七条の十九に規定する最終の価格

二 最終の気配相場の価格

令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

令第二十六条の四第五項において読み替えて準用する同条第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の店頭売買有価証券市場は、毎月末日から起算して過去六月間の店頭売買有価証券の売買高（システム買賣が行われていない時間

3 気配価格」という。)とする。
令第二十六条の四第五項において準用する同
条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める
価格は、直近公表最良買い気配価格を公表した
認可金融商品取引業協会が当該直近公表最良買
い気配価格の公表前の直近に公表した店頭売買
有価証券市場における当該直近公表最良買い気
配価格と異なる価格であつて店頭マーケットメ
イカリーが出出した最も高い買付けの気配の価格と
する。

4 令第二十六条の四第五項において準用する同
条第一項第一号に規定する内閣府令で定める時
間帶は、店頭売買有価証券市場を開設する認可
金融商品取引業協会の規則で定めるシステム売
買の開始の時刻から終了の時刻まで(当該シス
テム売買に午前のシステム売買、午後のシステ
ム買戻しの区分とは、二つとも同一の意味)

2 令第二十六条の四第五項において準用する同
条第一項本文に規定する内閣府令で定める価格
は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが
行われる店頭売買有価証券市場を開設する認可
金融商品取引業協会が当該空売り前の直近に公
表した当該店頭売買有価証券市場における店頭
マーケットメイカーが出した最も高い買付けの

業者が当該直近公表最良買い気配価格の公表前
の直前に公表した私設取引システムにおける当
該直近公表最良買い気配価格と異なる価格であ
つて前項に規定する金融商品取引業者等が出
た最も高い買付けの気配の価格とする。

4 令第二十六条の四第六項において準用する同
条第一項第一号に規定する内閣府令で定める時
間帯は、私設取引システムを開設する法第三十
一条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の法
第三十三条の三第二項に規定する業務の内容及び
方法を記載した書類（次項において「業務内容
方法書」という。）において定める取引の開始
の時刻から終了の時刻まで（当該取引に午前の
取引、午後の取引その他の区分があるときは、
これらを連続しているものとみなしたもの）と
する。

5 令第二十六条の四第六項において準用する同
条第一項第一号に規定する内閣府令で定めると
ころにより算出される価格は、私設取引システ
ムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた
金融商品取引業者が第十二条第五項又は前条第

に掲げる方法又はそれに類似する方法とする。
令第二十六条の四第六項において準用する同
条第一項本文に規定する内閣府令で定める価格
は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが
行われる私設取引システムを開設する法第三十
一条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が当
該空売り前の直近に公表した当該私設取引シス
テムにおける売付け及び買付けの気配（当該気
配に基づく価格が前項に定める売買価格の決定
方法で用いられるものに限る。）を提示する金
融商品取引業者等が出した最も高い買付けの気
配の価格（次項において「直近公表最良買い気
配価格」という。）とする。

令第二十六条の四第六項において準用する同
条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める
価格は、直近公表最良買い気配価格を公表した

第十四条 帯における売買に係るもの(以下「店頭売買有価証券」とする。)が最も多い店頭売買有価証券市場(当該店頭売買有価証券市場がないときは、過去六ヶ月間の当該有価証券以外の有価証券の売買高の合計が最も多い店頭売買有価証券市場)とする。

令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める売

五項に定める価格に準ずる価格としてその業務内容方法書において定める価格とする。

令第二十六条の四第六項において連用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割

合は、百分の十とする。

該当しない者が行う信用取引（売付けの数量が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。）（空売りに係る情報の金融商品取引所等への提供）

3 指定有価証券について、自己の計算による空売りを行つた者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）は、令第266条の五第二項の規定に基づき、第一項各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所における二営業日が経過する日の午前十時から提供された残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

の残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方（複数の相手方に對し空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをしたときは、当該複数の相手方のうちいづれか一の者）に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行つたことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合が○・○○〇二以上となり、かつ、空売り残高買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行つた日

二 前号に規定する空売り残高割合に変更があつたとき（当該変更後の空売り残高割合が○・○〇二以上であり、かつ、空売り残高売

つたとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二以上であり、かつ、空売り残高割合買単位数が五十を超えている場合に限り、当該空売り残高割合を三毛一義高割合の三

該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれについて小数点以下三位未満の端数を切

り捨てて得た数値に変更がないとき及び同号に掲げるときを除く。) 当該変更があつた日

三 第一号に規定する空売り残高割合又は空売

り残高売買単位数に変更が加えた場合であって、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇

二未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となつたとき 当該変更があつた日

第一項及び前項の「空売り残高売買単位数」

とは、次条第二項に規定する残高数量を主たる金融商品取引所が定める当該空売りを行つた指

一定有価証券に係る売買単位で除して得た数（二
未満の端数があるときは、これを切り捨てをも

元湯の販賣元とし、さりとて、その本店をセレクトする。()とする。

第六項の空売り残高割合及び空売り残高売買単位数は、同項の空売りが次の各号に掲げるも

のである場合にあつては、当該各号に定めるものごと計算するものとする。

の二。いさぎ算一ノ。の二。の二。

十四号) 第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。) を営む者が信託財産(投資

信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託資産を除く。以下二の号

に規定する投資促進を除く。以上の号及び次条第一項第二号イにおいて同じ。)の

運用として行つた空売り 当該信託財産（委託者の指図に基づき運用を行う信託財産にあ

つては、当該委託者

二 投資運用業（注第二「ノタ第四項」に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者

(法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。)が投資一任契約の

相手方のために運用財産（法第三十五条第二項第十五号ニ規定する運用財産を）う。次号

項目第十五号に規定する選用賛成をいふこととする。

及び第四号並びに次条第一項第三号において同じ。)の運用(その指図を含む。次号において同じ。)として行つた空売り 投資一任 契約の相手方

三 投資運用業を行う者(法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限られる。)が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行つた空売り 当該運用財産

四 投資運用業を行う者(法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限られる。)が同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行つた空売り 当該運用財産

五 前各号に掲げるもののほか、金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が定めるもの前各項の規定は、認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一 指定有価証券について空売りを行つた者の商号、名称又は氏名(当該者が個人(第七号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。)の場合は、個人である旨)

二 指定有価証券について空売りを行つた者(第七号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人を除く。)の住所又は所在地(個別の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。)次号及び第二十九条第二項において同じ。)である個人にあつてはこれらに相当するもの)

三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項

イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行つた空売り 信託財産の名称並びに当該信託財産が委託者の指図に基づき運用を行つたものである場合にあつては、当該委託者

(当該委託者が個人（第七号に規定する残高割合が〇・〇五以上である個人に限る。）の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの）、当該委託者が個人（同号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。）の場合は個人である個人に限る。）の場合は個人である旨)

四 口 口 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限り、）が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用（その指図を含む。ハにおいて同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（投資一任契約の相手方が個人（第七号に規定する残高割合が〇・〇五以上である個人に限る。）の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの）、当該委託者が個人（同号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。）の場合は個人である旨）

五 ハ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限り、）が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 運用財産の名称

六 ニ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限り、）が同号イからハまでに掲げる権利を有する者（同号に規定する政令で定める権利を有する者）のために運用財産の運用として行つた空売り 運用財産の名称

七 イ その他金融庁長官が指定する空売り 融通長官が指定する事項 空売りを行つた指定有価証券の銘柄 第七号に規定する残高割合の計算年月日 空売りを行つた指定有価証券の当該空売りの残高数量及び前条第七項に規定する空売り残高買単位数 残高買単位数

八 指定有価証券に係る空売り残高割合（前号に掲げる残高数量を指定有価証券の発行済株式の総数又は発行済口数で除して得た数値（小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）をいう。次条第一項において同じ。）

八 前条第一項第二号若しくは第三号又は第六項第二号若しくは第三号に該当する場合において残高情報を提供するときは、その提供前に直近に提供した残高情報に係る第五号に掲げる情報及び前号に掲げる情報（次条第一項第二号において「直近空売り残高割合」という。）

前項第六号の「残高数量」とは、一定の日ににおける指定有価証券の取引が終了するまでに令第26条の第五項各号（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる空売りを行つた指定有価証券の数量の合計（第九条の三第一項各号（第一号、第八号及び第十八号を除く。）、第二項各号（第一号、第四号、第六号及び第七号を除く。）若しくは第三項各号（第一号、第五号及び第七号を除く。）又は第十五条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号に掲げる取引として行つた指定有価証券の数量の合計を除く。）のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所持する権利を取得する必要がある数量をいう。

第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類類似の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。（金融商品取引所等による空売りに係る情報の公表）

第十五条の四 主たる金融商品取引所は、令第十六条の五第五項の規定に基づき、当該主たる金融商品取引所の会員等から提供された残高情報のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものを取りまとめ、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

一 当該残高情報に係る空売り残高割合が○・○○五以上であること。

二 当該残高情報に係る空売り残高割合が○・○○五未満又は当該残高情報に係る第十五条の二第七項に規定する空売り残高売買単位数

が五十以下であり、かつ、当該残高情報に係る直近空売り残高割合が〇・〇〇五以上であること。

2 前項の公表は、残高情報の提供を受けた日から一年間、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会について適用する。

(価格未決定期間)

第十五条の五 令第二十六条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し(当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。)について法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書又は法二十四条の五第四項(法第二十七条における届出書又は法第二十四条の五第五項(法第二十一条のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の報告書が法第二十五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第七条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項(法第二十七条において公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。

(借入れに準ずるもの)

第十五条の六 令第二十六条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付けとする。(空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外)

第十五条の七 令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引と取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) 月間平均売買単位数が四百売買単位数以下の銘柄
以上の銘柄　十売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(2) 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数未満の銘柄　五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(3) 月間平均売買単位数が一百売買単位数未満の銘柄　三売買単位数

号において「最良売り気配」という。)を上回らない価格で注文を行うこと、又は当該注文の直後に最良売り気配が上昇した場合における当該最良売り気配の価格による注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券等の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 一日平均売買単位数

ロ 月間平均売買単位数の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) 月間平均売買単位数が四百売買単位数以上の銘柄 十売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数(当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数)のいずれか少ない数量

(2) 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数未満の銘柄 五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数(当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数)のいずれか少ない数量

(3) 月間平均売買単位数が二百売買単位数未満の銘柄 三売買単位数

（店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等の要件）

第十九条 上場等株券等の発行者は、店頭売買有価証券市場において会社法第五十六条规定（同法第六百六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一日に二以上の金融商品取引業者等に対し、上場等株券等の買付け等を行わないこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開

設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。)の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買(当該認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた上場等株券等の売買をいう。以下の章において同じ。)の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券等の売買有価証券等の注文にあつては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等の前日の最終の売買の価格(公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)を上回らない価格(上場等株券等の買付け等の注文を当該上場等株券等の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により行うこと。

三 上場等株券等の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券等の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券等の買付け日の属する週の前四週間ににおける当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位（認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券等の売買単位をいいう。以下この号において同じ。）で表したもの（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。）

ロ 上場等株券等の買付け日の属する月の前六月間ににおける当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券等の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) 月間平均売買単位数が四百売買単位数以上の銘柄 十売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(2) 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数未満の銘柄 五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単位数（当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売買単位数）のいずれか少ない数量

(3) 月間平均売買単位数が二百売買単位数未満の銘柄 三売買単位数

合で、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前ものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前ものであるときは、当該注文に係る上場等株券等につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格)の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

口 あらかじめ上場等株券等の買付け等を当該方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合には、当該上場等株券等の買付け等を行なう日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行なうことを(あらかじめ公表した買付けける株券又は投資証券等の数量が満たない場合は、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行なうことができる。)。

店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券等のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする)を上回らない価格の指値により上場等株券等の買付け等の注文を行うこと。

二 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

ハ 株主又は投資主間の公平が確保される方法により行うこと。

二 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う場合にあっては、当該上場等株券等の買付け等を行う日において当該方法によらずに当該上場等株券等の買付け等を行わないこと（あらかじめ公表した買い付けける株券又は投資証券等の数量に買い付けた株券又は投資証券等の数量が満たない場合に行なは、満たない株券又は投資証券等の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券等の買付け等を行うことができる。）。

第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条 法第百六十三条第一項に規定する取扱又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一項第十四号ロ（「（1）及び第六十二条第二号において同じ。）」を行なう者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式（適用除外有価証券等）

三 法第一百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式（法第一百五十六条の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。）

一 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（次号において「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）される金銭債権その他資産（次号において「譲渡資産」という。）が存在すること。

二 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換えのために発行されるものを含む。）上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行なうことにより得られる金銭を当てるこ。

2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他
の内閣府令で定める資産は、投資信託及び投
資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理

2 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百五十五条第一号ヘに規定する不動産等資産をいう。）
3 令第一十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律（平成十二年総理府令第百二十九条第一項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表された（法第百六十六条第四項に規定する公表されたものでない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合は、最近営業期間の前営業期間がない場合又は公表された情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものとす場合に限る。）において投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の資産の総額のうちに占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。
（特定有価証券等の買付けに準ずるもの）
第二十六条 令第二十七条の五第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあっては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの
二 特定有価証券等に係る法第一条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）
（オプションの取得及びオプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払

う立場の当事者（当該特定有価証券等が売方関連有価証券の場合にあつては、受領する立場の当事者。以下二の条及び次条において同

三 特定有価証券等の売買に係る法第二条第一項
十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該特定有価証券等が売方閑連有価証券の場合にあっては、買主としての地位（当該特定有価証券等が売方閑連有価証券の場合にあっては、売主としての地位。以下この条、次条及び第三十五条において同じ。）を取得するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該特定有価証券等の売買において買主としての地位（当該特定有価証券等が売方閑連有価証券等が売方閑連有価証券の場合にあっては、賣主としての地位（当該特定有価証券等が売方閑連有価証券の場合にあっては、買主としての地位。以下この条、次条及び第三十五条において同じ。）を取得するものに限る。）の付与

四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項
第四号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

五 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項
第四号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又は特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

六 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項
第五号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた

七 合に金銭を支払う立場の当事者となるもの
 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項
 第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与

八 特定有価証券等に係る外国市場デリバティブ取引 前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの
 九 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項 第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

十 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項 第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

十一 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の付与

十二 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

十六 特定有価証券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

（特定有価証券等の売付けに準ずるもの）

第二十七条 令第二十七条の六第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるものに限る。）の付与

三 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者

が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限りる。)の付与

八 特定有価証券等に係る外国市場デリバティ取引 前各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものと類似するもの

九 特定有価証券等に係る法第二条第一二二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

十 特定有価証券等に係る法第二条第二二二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る）の付与

十一 特定有価証券等の売買に係る法第二条第二二二項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る）の付与

十二 特定有価証券等に係る法第二条第二二二項第四号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る）の付与

十三 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

十四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション (当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の取得及びオプション (当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。)の付与

十五 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第六号に掲げる取引 に係る同項第三号に掲げる取引 オプション (当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

十六 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第六号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション (当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション (当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与

(役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合)において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。の付与

第二十八条 法第百六十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合は、上場会社等の役員(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二项第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。又は主要株主(法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章において同じ。)が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この章において同じ。)又は売付け等(同項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。)をする場合とする。

(売買に関する報告書の記載事項及び提出先等)

第二十九条 法第百六十三条第一項の規定により報告書を提出すべき上場会社等の役員又は主要株主は、別紙様式第三号により当該報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書は、その提出者が居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。)であるときはその者の本店又は主たる事務所の所在地(個人の場合はあつてはその住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)による場合であるときは、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の報告書を法第百六十三条第二項の規定により金融商品取引業者等を経由して提出する場合にあつては、当該金融商品取引業者等の本店(外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に、取引所取引許可業者(法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。

第三十条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 会社法第二百八十八条第一項に規定する一單元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合

二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第二百五十六条第一項（同法第二百五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けいた株券以外のものを買付いたときは、金融商品取引業者に委託等をして行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

三 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を當者が当該役員又は従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者のする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 上場会社等（上場投資法人等を除く。以下のこの号から第六号までにおいて同じ。）の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共に当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合（第二号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断

断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該従業員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（第三号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の期間に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合併して運用される場合に限る。）

六 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条规定項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められたものと認められる場合（各役員又は従業員の回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

七 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。第十五号において同じ。）又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に

基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり一百万円に満たない場合に限る。）

八 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引を行った場合

九 法第一百五十九条第三項に規定する政令で定めるところにより特定有価証券の売買をした場合

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券等のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ 法第一条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券

十一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を取得した場合

十二 新株予約権又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）を有する者が当該新株予約権又は当該新投資口予約権行使することにより株券又は投資証券の買付けを行つた場合

十三 上場会社等の役員が、当該上場会社等に對し役務の提供をする場合において、当該役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の給付と換えに取得することとなる当該上場会社等の株券の買付けをした場合

十四 特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引を行つた場合

十五 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券若しくは投資証券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に關する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条规定項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）

十六 関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（短期売買利益の返還の適用除外）

第三十二条 法第一百六十四条第七項の利益関係書類の写しは、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（利益関係書類の写しの公衆縦覧について準用する。）

（申立書の提出先）

第三十三条 法第一百六十四条第五項の規定により申立てをしようとする上場会社等の役員又は主要株主は、申立書を関東財務局長に提出しなければならない。

（利益関係書類の写しの公衆縦覧について準用する。）

（定期売買利益の返還の適用除外）

（定期売買利益

五百六十五条の二第一項の報告書の記載に基づき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額のうち売買合致数量に係る手数料に相当する金額を超える部分の金額を利益の額とする方法とする（特定組合等の財産に関し当該特定組合等の組合員が上場会社等の特定有価証券等の買付け等を行つた後六月以内に売付け等を行い、又は売付け等を行つた後六月以内に買付け等を行つたと認められる場合に限る）。

一 特定有価証券等の買付け等（売買合致数量に係るものに限る）の価額

二 特定有価証券等の買付け等（売買合致数量に係るものに限る）の価額

前項に規定する計算に關して、複數の買付け等又は売付け等を行つたと認められる場合に、同項第一号の特定有価証券等の買付け等又は同項第一号の特定有価証券等の買付け等又は複数の売付け等又は買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次売買合致数量に達するまで割り当てるものとする（当該買付け等を行つた後六月以内に当該売付け等を行つたもの又は当該売付け等を行つた後六月以内に当該買付け等を行つたものに限る）。この場合において、同一日において複數の買付け等又は売付け等を行つたときは、当該買付け等について最も単価が低いものから順に買付け等を行つたものとみなし、当該売付け等については最も単価が高いものから順に売付け等を行つたものとみなす。

前項の適用については、買付け等又は売付け等のうち売買合致数量を超える部分は、当該買付け等又は売付け等とは別個の買付け等又は売付け等とみなし、更に利益の算定を行う対象とする（当該買付け等を行つた後六月以内に売付け等を行つたもの又は当該買付け等を行つた後六月以内に買付け等を行つたものに限る）。

前三項の「売買合致数量」とは、特定有価証券等の売付け等の数量と特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額をいう。

（特定組合等の組合員の禁止行為）

第五条 第四十七条 法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、第三十六条各号に

2 掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
法第二百六十五条の二第十五項第一号に規定す

口 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額ハ当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の取得又はオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額二該特定期組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券を所有している場合における当該関

掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
法第百六十五条の二第十五項第一号に規定する特定組合等の組合員が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定有価証券の売付け 当該特定組合等の組合員の売付けに係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて、当該特定組合等の組合員が所有するものの額に次のイからトまでに掲げる額を加えた額からチからワまでに掲げる額を控除した額

イ 当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用による債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該種類の特定有価証券の額（関連有価証券の場合は、当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額とする。以下この条において司じ。）

チ
リ
等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券又は当該上場会社の特定有価証券に係る関連有価証券について消費貸借による借り入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額
リ
当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行つていい場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額
リ
当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券又は当該上場会社の特定有価証券に係る関連有価証券について消費貸借による借り入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額

ト
ハ
一、当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額
ト
ハ
二、当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の取得又はオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

二 関連有価証券の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該特定組合等の組合員の売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利

の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買に係る当該種類の特定有価証券の額地主を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額地主が当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額地主が当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額地主が当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に当該オプションに係る売方関連有価証券の額地主を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買に係る当該種類の特定有価証券の額地主を取得するものに限る。）の付与をしており、当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買に係る当該種類の特定有価証券の額地主を取得するものに限る。

利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に前号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号イからワまでに掲げる額を控除した額

三 特定有価証券の売買に係る法第二条第二十項第三号又は第二十二項第三号に掲げる取引に当該特定組合等の組合員の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を加えた額から同号チからワまでに掲げる額を控除した額

四 関連有価証券又は売方関連有価証券の売買に係る法第二条第二十一項第三号若しくは第二十二項第三号に掲げる取引に当該特定組合等の組合員の取得し、又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券を表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該特定組合等の組合員が所有するものの額に第一号イからトまでに掲げる額を控除した額

3

法第六十五条の二第二十項第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、第三十八条各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

法第六十五条の二第二十項第二号に規定する特定有価証券等の組合員が所有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

法第六十五条の二第二十項第二号に規定する特定有価証券等の組合員が所有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定めたものに限る。) 当該特定組合等の組合員の額を当該取引をした日における一特定有価証券に類似の額から同号チからワまでに掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

4

法第六十五条の二第二十項第二号に規定する特定有価証券等の組合員が所有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として内閣府令で定めたものに限る。) 当該特定組合等の組合員の額を当該取引をした日における一特定有価証券に類似の額から同号チからワまでに掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

二 関連有価証券に係る法第二条第二十一項第一号から第五号までに掲げる取引、同条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は同号ハ及びニに掲げる数量を控除して得た額

（会社関係者となる協同組織金融機関の普通出資者）

四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社をいう。)となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が会社(特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該株式交付子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社(特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団)の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

六 法第百六十六條第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下同一において同じ。)の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該合併による当該会社の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社との合併(合併により解散する場合を除く。)

七 法第百六十六條第二項第一号ヲに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継させる場合であって、最近事業年度の末日における当該分割に係る資産の帳簿価額が当該会社(特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団)において同じ。)の同日における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該分割の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該分割による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該会社(特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団)の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。

ては、会社の属する企業集団。(以下口において同じ。)の資産の増加額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。

八 項 次に掲げるもののいずれかに該当する事項

イ 事業の全部又は一部を譲渡する場合であつて、最近事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が会社(協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下イにおいて同じ。)の同一会社における純資産額の百分の三十未満であり、かつ、当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度において、いずれも当該事業の譲渡による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

九 項 法第百六十六条第二項第一号ワに掲げる事項

ハ 発行済株式又は持分の全部を所有する子会社からの事業の全部又は一部の譲受け

法第百六十六条第二項第一号ヨに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度において、最も当該新製品又は新技術の企業化による会

社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。（以下この号において同じ。））の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていづれも当該業務上の提携による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の売上高の増加額が当該会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の（1）から（3）までに掲げる場合においては、当該（1）から（3）までに定めるものに該当すること。

（1） 業務上の提携により相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式（優先出資を含む。以下（1）及び（2）において同じ。）又は持分を新たに取得する場合 新たに取得する当該相手方の会社（協同組織金融機関を含む。）の株式又は持分の取得価額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

（2） 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合 新たに当該相手方に取得される株式の数が会社（協同組織金融機関を含む。）の最近事業年度の末日ににおける発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）新会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得たものがいざれも会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下（3）において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいざれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいすれば少くない金額の百分の十に相当する額未満であること。

(3) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合(当該相手方に取得されている株式の数が会社(協同組織金融機関を含む。)の最近事業年度の末日ににおける発行済株式(発行済優先出資を含む。)の総数の百分の五以下であること。)
業務上の提携により他の会社(協同組

イ　子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満である子会社

ロ　新たに設立する子会社の設立の予定日から三年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がい

る各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業団体とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十四 令第二十八条第九号に掲げる事項 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下この号並びに第五十二条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業団体とする。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれかつて、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該会社

区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第百六十六条第二項第二号イに掲げる事実
災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とすら）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第百六十六条第二項第二号ハに掲げる事実
法第二条第一項第五号に掲げる有価証券又は優先株（剰余金の配当に關し優先的の内容を有する種類の株式をいう。以下この号及び第十号において同じ。）に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券及び優先出資証券の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。

三 令第二十八条の二第一号に掲げる事実
に掲げるもののいずれかに該当すること。
訴えが提起されたことにあつては、訴訟の目的の価額が会社（協同組織金融機関を

おいていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四 令第二十八条の二第二号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 仮処分命令の申立てがなされたことについて、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度において、いずれも当該仮処分命令による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等）である場合には、会社の属する企業団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこ

口 固定資産を取得する場合においては、当該固定資産の取得価額が会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。

の八十以上であるものをいう。
（上場会社等に発生した事実に係る重要事実の
軽微基準）

十二 令第二十八条第三号に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。
イ 固定資産を譲渡する場合にあつては、会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が当該会社の同日における純資産額の百分の三十未満であること。

する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。)又はこれに類する書類(認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであつて、公衆の縦覧に供されているものに限る。)に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社(財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。)に対する売上高(製品売上高及

すれも会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下口において同じ。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該各事業年度における売上高が、いずれも当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であつたと見込まれ、且つ

の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

含み、特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から三年以内に同旨の訴えを提起した場合は、

五 と（以下ロにおいて「裁判等」という。）
にあつては、当該裁判等の日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていすれも当該裁判等による会社の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

六 令第二十八条の二第三号に掲げる事実
令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていすれも当該処分による会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。以下この号において同じ。）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第一十八条の二第九号に掲げる事実
主掛金、貸付金その他の債権又は求償権について債務の不履行のおそれのある額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

八 令第二十八条の二第十号に掲げる事実
債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額が会社（協同組織金融機関を含み、特定上場会社等である場合にあっては、会社の属する企業集団とする。）の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

九 令第二十八条の二第十一号に掲げる事実
発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事

事業年度においていざれも当該資源を利用する事業による会社（特定上場会社等である場合にあつては、会社の属する企業集団。以下この号において同じ。）の売上高の増加額が当該会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十八条の二第十二条号に掲げる事実
優先株に係る取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。以下この号において同じ。）の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く。）が生じたこと。

（重要事実となる当該上場会社等の売上高等の予想値等）

第五十一条 法第百六十六条规定第二項第三号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準のうち当該上場会社等の売上高等（同号に規定する売上高等をいう。以下この条において同じ。）若しくは配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等に係るものについては、次の各号（当該上場会社等が特定上場会社等である場合の当該上場会社等の売上高等については第一号から第三号までを除き、当該上場会社等の属する企業集団の売上高等については第四号を除く。）に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げることとする。

一 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が一・一以上又は〇・九以下であること。

二 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする。）であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）とのいずれか少なぬ数値から他方を減じて

三 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が一・三以上又は〇・七以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が零の場合はすべてこの基準に該当することとする)であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値とのいずれか少なぬ金額で除して得た数値が百分の五以上あること)。

が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

□ 株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第百六十六条第二項第五号口に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二の二 法第百六十六条第二項第五号へに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

(3) 業務上の提携により他の会社（協同組織金融機関を含む。）と共同して新会社を設立している場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産額の帳簿価額に出资比率を乗じて得たものが当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であること。

八 令第二十九条第二号に掲げる事項 次に掲げる孫会社の異動を伴うものであること。
イ 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であり、かつ、当該孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれる孫会社

ロ 新たに設立する孫会社の設立の予定期から三年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額がいずれも当該上場会社等の属する企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれる孫会社

九 令第二十九条第三号に掲げる事項 固定資産の譲渡又は取得による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額又は増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれること。

十 令第二十九条第四号に掲げる事項 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定期の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該休止又は停止による当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十一 令第二十九条第六号に掲げる事項
新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていざれも当該新たな事業の開始による当該上場会社等の属する企業集團の売上高の増加額が当該企業集團の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が当該企業集團の最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

十二 令第二十九条第八号に掲げる事項 子会社連動株式（同号に規定するその剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。）以外の特定有価証券等に係る売買等（法第一百六十六条第一項に規定する売買等をいう。以下この章において同じ。）を行う場合における連動子会社の剰余金の配当についての決定をしたこと。

子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第一百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が微弱なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一 法第一百六十六条第二項第五号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式交換による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交換による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 法第一百六十六条第二項第五号ロに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当する事項

イ 株式移転による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式移転による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二の二 法第六十六条第二項第五号ハに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 株式交付による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 株式交付による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 合併による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定年月の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該合併による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 合併による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する

額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該合併による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。法第百六十六条第一項第五号亦に掲げる事項次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該連動子会社の資産の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該分割による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 会社の分割により事業の全部又は一部を承継する場合であつて、当該分割による当該連動子会社の資産の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該分割の予定日の属する当該連動子会社の事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていざれも当該分割による当該連動子会社の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下「裁判等」という。）にあっては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零二十二

一百零二十三

一百零二十四

一百零二十五

一百零二十六

一百零二十七

一百零二十八

一百零二十九

一百零三十

一百零三十一

一百零三十二

一百零三十三

一百零三十四

一百零三十五

一百零三十六

一百零三十七

一百零三十八

一百零三十九

一百零四十

一百零四十一

一百零四十二

一百零四十三

一百零四十四

一百零四十五

一百零四十六

一百零四十七

一百零四十八

一百零四十九

一百零五十

一百零五十一

一百零五十二

一百零五十三

一百零五十四

一百零五十五

一百零五十六

一百零五十七

一百零五十八

一百零五十九

一百零六十

一百零六十一

一百零六十二

一百零六十三

一百零六十四

一百零六十五

一百零六十六

一百零六十七

一百零六十八

一百零六十九

一百零七十

一百零七十一

一百零七十二

一百零七十三

一百零七十四

一百零七十五

一百零七十六

一百零七十七

一百零七十八

一百零七十九

一百零八十

一百零八十一

一百零八十二

一百零八十三

一百零八十四

一百零八十五

一百零八十六

一百零八十七

一百零八十八

一百零八十九

一百零九十

一百零九十一

一百零九十二

一百零九十三

一百零九十四

一百零九十五

一百零九十六

一百零九十七

一百零九十八

一百零九十九

一百零一百

一百零一百零一

一百零一百零二

一百零一百零三

一百零一百零四

一百零一百零五

一百零一百零六

一百零一百零七

一百零一百零八

一百零一百零九

一百零一百零十

一百零一百零十一

一百零一百零十二

一百零一百零十三

一百零一百零十四

一百零一百零十五

一百零一百零十六

一百零一百零十七

一百零一百零十八

一百零一百零十九

一百零一百零二十

一百零一百零二十一

一百零一百零二十二

一百零一百零二十三

一百零一百零二十四

一百零一百零二十五

一百零一百零二十六

一百零一百零二十七

一百零一百零二十八

一百零一百零二十九

一百零一百零三十

一百零一百零三十一

一百零一百零三十二

一百零一百零三十三

一百零一百零三十四

一百零一百零三十五

一百零一百零三十六

一百零一百零三十七

一百零一百零三十八

一百零一百零三十九

一百零一百零四十

一百零一百零四十一

一百零一百零四十二

一百零一百零四十三

一百零一百零四十四

一百零一百零四十五

一百零一百零四十六

一百零一百零四十七

一百零一百零四十八

一百零一百零四十九

一百零一百零五十

一百零一百零五十一

一百零一百零五十二

一百零一百零五十三

一百零一百零五十四

一百零一百零五十五

一百零一百零五十六

一百零一百零五十七

一百零一百零五十八

一百零一百零五十九

一百零一百零六十

一百零一百零六十一

一百零一百零六十二

一百零一百零六十三

一百零一百零六十四

一百零一百零六十五

一百零一百零六十六

一百零一百零六十七

一百零一百零六十八

一百零一百零六十九

一百零一百零七十

一百零一百零七十一

一百零一百零七十二

一百零一百零七十三

一百零一百零七十四

一百零一百零七十五

一百零一百零七十六

一百零一百零七十七

2
前項各号（第二号から第五号までを除く）に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（一）の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る」と、「最近営業期間の営業収益」とあるのは「最近営業期間の営業収益の合計額」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。
(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要な事実の軽微基準)

第五十五条の六 法第一百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとす。

八 令第二十九条の二の四第六号に掲げる事項
投資法人から委託を受けて行う資産の運用であつて、新たに開始されることとなる予定日の属する当該投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていずれも当該資産の運用が新たに開始されることとなることによる当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該資産の運用が新たに開始されることとなるために当該投資法人が特別に支出する額の合計額が当該投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

七 令第二十九条の二の四第四号に掲げる事項
投資法人から委託を受けて行う資産の運用
用であつて、その全部又は一部が休止又は廢
止されることとなる予定日の属する当該投資
法人の営業期間開始の日から三年以内に開始
する当該投資法人の各営業期間において、いづ
れも当該休止又は廢止されることとなること
による当該投資法人の営業収益の減少額が当
該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分
の十に相当する額未満であると見込まれるこ
と。

業期間においていずれも当該休止又は廃止による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分比に相当する額未満であると見込まれること。

三
投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。
令第二十九条の一の五第二号に掲げる事実次に掲げるもののいずれかに該当すること。
イ 仮処分命令の申立てがなされたことにあつては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていざも当該仮処分命令による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

口 訴えについて判決があつたこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下口において「判決等」という。）にあつては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、当該判決等の日から三属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間においていざれも当該判決等による当該投資法人の各営業期間におけるべきでもない限り、該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 令第二十九条の二の五第一号に掲げる事実 次に掲げるもののいずれかに該当する二と。イ 訴えが提起されたことについて、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該期間までの営業期間について、当該

法第百六十六条规定第二項第十三号イに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する投資法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間において、いずれも当該処分による当該投資法人の営業

第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて当該上場投資法人等の資産運用会社の親会社として記載され、又は記録された会社とする。

令第二十九条の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第

(特定関係法人となる者) 第五十五条の七 令第二十九条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、上場投資法人等が提出した法第二十七条において準用する法第五条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項の規定による有価証券報告書若しくは法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による半期報告書で法第二十七条において準用する法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法

法人の営業期間開始の日から三年以内に開始する当該投資法人の各営業期間において、いざれも当該裁判等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

前項各号に定める基準について、投資法人の営業期間が六月であるときは、当該各号中「各営業期間」とあるのは「各特定営業期間（二の特定営業期間の末日の翌日に開始するものに限る。）」と、「最近営業期間の営業収益」とある

□ 仮処分命令の申立てについての裁判があつたこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことを(以下口において「裁判等」という。)にあつては、当該裁判等の日の属する投資

二 間で令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額

令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第三号及び第四号に掲げる上場投資法人等及び同号に規定する信託の受託者と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることとする。

一 前営業期間における当該上場投資法人等の営業収益の合計額

二 次に掲げる金額のうちいか多い金額

イ 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の

第五十五条の八 令第二十九条の三第三項に規定する特定資産の価値に及ぼす影響が重大なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号及び第二号に掲げる上場投資法人等と当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等との取引に係るものは、第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の二十以上であることをとる。

一 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が令第二十九条の三第三項第一号及び第二号に掲げる取引の対価として支払い、及び受領した金額の合計額

二 前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等が当該利害関係人等との

十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。次条において同じ。）のうち、令第二十九条の三第三項各号のいずれかに掲げる取引（次条で定める基準に該当するものに限る。）を行い、又は行った法人として記載され、又は記録された法人とする。

一項の規定による半期報告書で法第二十七条に
おいて準用する法第二十五条第一項の規定によ
り公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の
三十一第二項の規定により公表した同条第一項
に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三

して発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る。)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間ににおいて当該取得をすること。

ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間ににおいて当該売付けをすること。

十四 前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 業務等に関する重要な事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要な事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。

ロ 業務等に関する重要な事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。)を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと(当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。)。

(2) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと(金融商品取引業者が当該契約を締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限る。)。

(3) 当該契約又は計画が法第二百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公衆の範囲に供されたこと。	ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う売買等につき、売買等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における売買等の総額又は数(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)が、当該契約若しくは計画において特定されていてこと、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること。
一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社	一 上場会社等が他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
二 上場会社等に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社	二 上場会社等が保有する議決権の百分の五十以上である場合における当該他の会社
三 上場会社等からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社	三 上場会社等が他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場合における当該他の会社
四 令第四条の四第三項の規定は、前項第一号の場合において上場会社等が保有する議決権について準用する。	四 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
一 株券等に係る法第六十七条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。	一 株券等に係る法第六十二条第二条の二を除き、以下同じ。)に係る法第二条第二十一項第四号に十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者である場合を除く。)
二 支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。)となるもの	二 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与
三 第六十一条	三 第六十一条
四 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。	四 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。
五 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの	五 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの
六 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与	六 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与
七 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与	七 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与
八 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの	八 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの
九 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの	九 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの
十 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの	十 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの
十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与	十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与

引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。)に係る同項第三号に掲げる取引において、株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与

オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)の付与

十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与	シヨンに係る同項第四号に掲げる取引において、株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与
十二 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与	十二 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与
十三 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与	十三 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与
十四 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与	十四 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに準ずる取引で金融商品取引の行使により当該行使をした者が当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第三号に掲げる取引において株券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)の付与

（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

十五 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引
号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

十六 株券等に係る法第二条第二十二項第六号に掲げる取引
引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第六号に掲げる取引において当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

（株券等に係る売付け等に準ずるもの）

第六十一条 令第三十三条の四第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるものに限る。（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるものに限る。）の付与

二 株券等に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る同項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるものに限る。）の付与

三 株券等の売買に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 オプション（当該オプシ

四 オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の付与

五 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引 株券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は株券等の価格が取引の約定期点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの

六 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引

七 株券等に係る法第二条第二十一項第五号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与

八 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

九 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

十 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る)の付与

十一 株券等の売買に係る法第二条第二十二項第三号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において売主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使を行った者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するもの又はこれに類似するものに限る)の付与

十二 株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引 オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使を行った者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした場合に金銭を支領するものに限る)の付与

て内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三条第一項において同じ。）のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであつて、次の各号のいずれかに該当することとする。

当該買集め行為により毎年において買い集める株券等(含第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。)の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係る二百五十二条第一項第一号に付する旨はコトヌ一き

（法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の有価証券関連業を行う金融商品取引業者

登録を受けた者に限る。)が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであつて、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売す

(伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容) 法第百六、十二条第五項第八号へ
る」ととするものに係ること。

第六十二条の二 法第百六十七条第五項第八号ノに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。

一 上場等株券等（法第二百六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法第二十七条の二第

一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合、当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者（法第

百六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。)から伝達を受けた事項であつて次に

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この条において同じ。）の

口 氏名又は名称及び住所又は所在地
十七条の二第一項に規定する買付け等をい

う。ハにおいて同じ。)の対象となる同項に規定する株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類

ノ 当該公開買付けに係る買付け等の期間
法第二十七条の一第三項に規定する買付け

二 等の価格、法第十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数及び法第二十七条の十三第四項各号に掲げる条件の内容

三 令第三十一条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合、当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 当該買集め行為の対象となる株券等(令第三十一条に規定する株券等をいう。ハにおいて同じ。)の発行者の名称及び当該株券等の種類

ハ 当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の株券等の数

上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合、当該公開買付に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ 当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地

ロ 当該公開買付けに係る買付け等(法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。)の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類

ハ 当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第二項に規定する買付予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件の内容

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第一百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等に係る契約前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に係る契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事實を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

ノ 当該買集め行為に係る買付けの期間
　　付けの価格及び買付予定の株券等の数
　　上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事

実の内容の伝達を受けた場合 当該公開買付に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であつて次に掲げるもの

イ
当該公開買付けに係る公開買付者等の名
称及び所在地

け等をいう。ハにおいて同じ。)の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類

当該公開買付けに係る買付け等の期間
法第二十七条の二十二の一第二項において
準用する法第二十七条の一第三項に規定す
る買付け等の価格、法第二十七条の二十二

の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する事務所の設立の

二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件の内容（公開買付け等に係る規制の適用除外）

定する公開買付者等の公開買付け等実事を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は開買付ける旨の開買付ける旨を

の履行又は公開買付け等の事実を
知る前に決定された当該公開買付け等に係る株
券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の
実行として買付け等又は売付け等をする場合の

うち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者との間で当該発行者の発行する株券等に係る買付け等（法第百六十七条第一項に規定する買付け等をいう。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第百六十七条第一項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）に關し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行なうべき期限の十日前から当該期限までの間ににおいて当該買付け等又は売付け等を行なう場合

二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所、認可金融商品取引業協会又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間ににおいて反対売買を行う場合

三 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る株券等に係る法第二条第二十二項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に關し書面による契約を締結した者が、同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事が発生した場合に当該契約の履行として当事者の間ににおいて金銭を授受するとともに、当該株券等を移転する場合

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共にして当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行なう場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けけるときは、金融商品取引業者に委託等をして行なう場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は從

業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

當む者と信託財産を当該発行者の株券又は投資証券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該券行者の株券又は投資証券の買付けの指図を行う場合であつて、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合併して運用される場合に限る。）

六 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次

号において同じ。) 七 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券の発行する会社の関係会社の従業員が信託業を當む者と信託財産を当該会社の株式に対する投資として運用することを内

株券に対する投資として運用することを目的とするとして締結した信託契約に基づき、当該従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合（第五号に掲げる場合を除く。）であつて、当該買付けの指図に一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の従業員による信託財産との間で別個にして

八　用される場合に限る。)業員を委託者とする信託財産とか合同して運用される場合に限る。)

八の二 公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共に当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であつて、当該買付けが一定の計画にて行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。)

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の発行する株券又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。)

十 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行つた法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等(同項に規定する買付け等をいう。)を行う場合

十一 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等(同項に規定する買付け等をいう。)を行う場合

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令状三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し(金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。)又は特定投資家向け売付け勧誘等(金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。)を行う場合

十三 公開買付け等事実を知る前に法第二百六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開さ

れ、又は公衆の範囲に供された新株予約権無償割当(新株予約権又は新投資口予約権の内容として發行者が一定の事由が生じたことを条件として當該新株予約権に係る新株予約権証券又は当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る)に係る計画(当該発行者と法第二十八条第七項第二号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券又は新投資口予約権証券の売付けをするものに限る)に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合
イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得の実行

十四　口　当該計画で定められた当該完付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該完付けをするべき期限の十日前から当該期限までの間ににおいて当該完付けをすること。
前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全二項に掲げる場合の

要件の全てに該当する場合
イ 公開買付け等事実を知る前に締結された
当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け

等若しくは売付け等に関する書面によつて
契約の履行又は公開買付け等実事を知る前
に決定された当該公開買付け等に係る株券
等に係る買付け等若しくは売付け等の書面
による計画の実行として買付け等若しくは
売付け等を行うこと。

(1) さういすれかの措置が講じられたこと
当該契約若しくは計画又はこれらの官
公、金融商品又は業者二つとも是出で

しかし、金融商品取引業者は如いて提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当

該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した場合、この号へ記載。

(2) た者である場合を除く。)

(3) たこと（金融商品取引業者が当該契約締結した者又は当該計画を決定した者である場合に限る。）
当該契約又は計画が法第百六十七条规定

四項に定める公表の措置に準じ公衆の継
覽に供されたこと。

ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う買付け等又は売付け等につき、買付け等又は売付け等の別、銘柄及び期日並びに当該期日における買付け等又は売付け等

の総額又は数(デリバティ取引にあつては、これらに相当する事項)が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること。

前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該発行者の子会社に該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。

第一項第六号及び第七号に規定する関係会社

とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

二 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場

株券等の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高に占める割合

三　の売上高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

4
はおける他の会員の仕入高が当該他の会員の仕入高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会員

会員の四第三項の規定に前項第一項の場合において公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が保有する議決権につ

いて準用する。

(有利買付け等の表示禁止の適用除外)
第六十四条 法第一百七十条に規定する内閣府令で
の表示

定める有価証券は、次に掲げるものとする。
一 法第二条第一項第十二号に掲げる有価証券

のうち、元本補てんの契約の存する貸付信託の受益証券

のうち、同項第一号から第六号まで及び前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

<p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二四年一二月一四日内閣府令第七八号)</p> <p>(施行期日) 1 この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二五年八月二六日内閣府令第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この府令は、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十五年十一月五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条中有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第九条の三第八号、第十七条から第二十一条まで及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十五年九月一日 (経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第四十九条第二項の規定は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)以下この条において「法」という)第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供されているものに限る。又はこれに類する書類(認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)の規則の定めるところにより法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に関して提出しなければならないこととされているものであつて、公衆の縦覧に供されているものに限る。)について適用する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二六年一二月一四日内閣府令第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年一二月二七日内閣府令第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年九月二日内閣府令第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

<p>第一条 この府令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府令の施行日の日以後の日である場合における有価証券の募集又は売出しについて適用する)

第三条 この府令(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日(平成二十六年十二月一日)から施行する)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(次条第六項において「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の施行日(平成二十六年十二月一日)から施行する。ただし、第二条(別紙様式第三号記載上の注意16及び別紙様式第四号記載上の注意16の改正規定に限る。)及び第十五条(別紙様式第三号記載上の注意16及び別紙様式第四号記載上の注意16の改正規定に限る。)の規定は、同年七月二十一日から施行する。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日(平成二十六年六月一日)から施行する)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日内閣府令第二号)

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

第三条 この府令(附則第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日(平成二十六年六月五日)から施行する)

附 則 (令和元年六月五日内閣府令第九号)

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

第三条 この府令(附則第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(府令の施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日(平成二七年七月一日)から施行する)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

(府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

第一条 この府令は、令和二年四月三日内閣府令第三号

別紙様式第四号（第四十一条関係）

(1) 記載欄
・被取扱い者、・性別、・年齢、・投料口、・ID
・常時社会的行動評価結果と標準、・愛着行動、・参考書
・新規社会的行動評価、新規社会的行動評価結果、・監視
上記の記載欄を記入する際は、その順序が特に変更した単位を付すこと。

16. 基準
・被取扱い者の年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。
・被取扱い者の年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。

17. 球面評定
・受け取又は實付ける全金、特徴ある記述を付して原付に付加してある場合には、希望実付した金額)を記載すること。記載欄は2円以上とする。

18. 開票用紙
・開票用紙は、被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。記載欄は2円以上とする。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。記載欄は2円以上とする。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。記載欄は2円以上とする。
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。記載欄は2円以上とする。

19. 金額
・被取扱いの年齢、心身の状態、被取扱いの状況等によること。監視範囲を定めること。記載欄は2円以上とする。

別紙様式第四号(第四十一条関係)(平成20年令第1号、平成20年令第4号、令元内閣令第1号、令2月令第25号、一部改正) (日本産業規格 A-4)

特 定 種 台 等 の 先 貨 相 告 書					年 月 日
〔法定有価証券の種類〕 〔取扱いの種類〕(株式)自らのもので譲り受けたこと。また、その他の機関に譲り 手する特定有価証券等の種類 〔現に取引する場合を記入すること。〕					
1. 保有者 2. 新規子会社併合後					
3. その他 ()					
種 別	期 定 年 (月)	会員登録料 支拂料等	会員登録料 支拂料等	会員登録料 支拂料等	会員登録料 支拂料等
PBI-1	年 月				
データ 区分	(クリナリ (クリナリテ)				
1	郵便局から 郵便局へ(月次)	郵 便 長 期 (区) 的 的 付			
データ 区分	(クリナ (クリナカ)	1. 国税課題の申告する納付金 タ. 既往実績年 用賃借料額 申告書類申告書 合計 等(いわばるまで譲り受けたこと。クリナリには、「トランジショナルコンボニシタティ」)等を記入し て下さい。(c.)			
2	特定会員からの申告				
データ 区分	(クリナ (クリナカ)	郵 便 長 期 (区) 的 的 付			
1	法人会員 2. 会員登録 3. その他 () 等(いわばりしないこと。)				
2	特定会員としての会員登録等(いわばりしないこと。)				

(3)B				
プリメテ (タタキマサ)				
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	野 球 道 場 施 設	区 古 市 町 村	(X)	
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	1. 野球会社 2. 両国会社	(野球を普及させない場合、いすゞかを〇で覆むこと。フリオナ横には、「カブシキガイ 」等を入しないこと。)		
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	3. 小学生会			
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	4. 野球会社 5. 両国会社	(野球を普及させない場合、いすゞかを〇で覆むこと。フリオナ横には、「カブシキガイ 」等を入しないこと。)		
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	6. 小学生会			
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	7. 野球会社 8. 両国会社	(野球を普及させない場合、いすゞかを〇で覆むこと。フリオナ横には、「カブシキガイ 」等を入しないこと。)		
野球を勤行した場合 野球の普及又は野球地 域の活性化に貢献	9. 小学生会			

フリガナ (カタカナ)	1. 僕の会社	2. 有価証券	(@)おもがけでござりぬ。うづかねでござりぬこと。フリガナ間に、[カブシキ ギヤ]
	3. その他	4. その他	+】おもがけでござりぬこと。
有価証券に関する用語 証券取引所と証券監査の名称			
フリガナ (カタカナ)	1. 度	2. 種	3. (C)
	取引を行なふ会員の名前	取引を行なふ会員の種類	取引を行なふ会員の種類
フリガナ (カタカナ)	1. 株式会社	2. 有価証券	(@)おもがけでござりぬ。うづかねでござりぬこと。フリガナ間に、[カブシキ ギヤ]
取引を行なふ会員の種類			

- 取扱いを委託する場合は、取扱いの範囲及び取扱い方法を記載すること。

(2)取扱いの範囲

 1. 物引取扱いと販売取扱いの品目又は名前
物引取扱いと販売取扱いの品目又は名前を記入すること。他者の場合には、他人の名前及び代行業務の取扱い名及び記入を記すこと。なお、代行業務の取扱いをする場合は、代行業務の取扱いの品目又は名前と専任代行業務の品目又は名前を記入すること。には、専任代業を担当した者が、該業務の取扱いをする場合に記入すること。
取扱いの範囲を記入する一つの行為につき、該専任は、専任を代理する権限をもつたことにして記入欄に記入すること。
 2. 特定取扱いの範囲
次のように記して取扱い範囲を明確に記すこと。(開業登記及び業外開業を行わない)。
新規開業、既存式改装又は新規開業の場合は、
・・・・・
既存式改装の場合は、
・・・・・
その他、
・・・・・
 3. 初回年会費
支拂った旨を記した日の属する年会費を記録すること。
支拂った旨を記した日の属する年会費を記録すること。
既存式改装の場合は、既存式改装の場合は、
既存式改装の場合は、既存式改装の場合は、
 4. 納税額
納税額を記載すること。

- 回送手数料の算出用例を作成せ記載すること。

6. 駆除コード
駆除手数料又は駆除並びに積荷等を基にした駆除リバティ数料について、駐車コード駆除又は金庫駆除料が他の場合は当該コードを記載し、同じ場合は「同一」を記載すること。

7. 駆除料金の算出
駆除料金の算出手順を記載すること。

8. 駆除料金合計の算出
駆除料金合計の算出手順を記載すること。

9. 開港場の名前
開港場の名前を記載すること。役員乗船料金開港場等を提出する場合は、開港場の名前を記載すること。

10. 開港場合計の算出
開港場合計の算出手順を記載すること。

11. 貨物の品目と運送方法
個人の荷物は荷物名、及び荷台の本数並に主なる事務所の所在地を記載すること。複数の荷物で構成した組合員を記載する場合には、別部に記載すること。

12. 駆除引取料金の組合員の氏名又は名前
駆除引取料金の組合員の氏名でない場合は、株式会社、有限公司等該当する場合はモロに記す、名前を記載すること。複数の駆除引取料金を執行した組合員の氏名を記載すること。

13. 初回料金
算賀料金が算立した日を記載すること。また、一方交換の場合は、約定の発着料金は初回料金にて記載すること。

14. 算賀料金
算賀料金が算出された場合は、算出額を記載すること。
例) 10月1日(火)より、次の市町村へ
市町: 東京(00000000000000000000000000000000)
上級料金の算出を行なう場合は、支拂料金内に算賀料金:
TOKYO A 1M 12 その他(旅費を算賀料金の支拂料金): 15

15. 兼買区分
兼買区分等の場合は「○」、買付等の場合は「×」を記載すること。

16. 稽査
算賀料金等に付帯した税金を記載すること。

17. 質押
算賀料金等に付帯した質押料金を記載すること。

18. 記載單一・二・三・四式、1次酒造復興・新酒販賣復興券: 1万円
別途の記載欄: 「註記」
上記以外の特殊手数料等については、その種類、記載欄に記入した上で記載すること。

19. 附註
運賃計算例は(輸送料金+運送料金)を算出すること。記載欄は右記する。ただし、円換算の場合は、換算して記載すること。
例) 特殊手数料等の外貨で支拂う場合は、「外貨(為替換算)」により算賀料金(小計或は3を含む)を割り入れ、第2表(注)の全額を記入する。但し算賀料金(小計或は3を含む)を支拂う場合は、支拂料金内に算賀料金を記入すること。
又、荷物の積荷等に支拂う場合は記入している場合を用いることとして、外貨で算賀のため記入のない時は、定期料金に外貨算賀料金と対照検査の算賀料金の欄を用いることとする。

20. 兼買料金